

各國のトピックス

社会保障法制にかんする 二つの判決

さる1月下旬、社会保障の法制にかんする二つの判決が示された。一つは疾病保険における医療費一部負担の免除要件にかんする地方行政裁判所の判決であり、他の一つは家族手当受給要件としての職業活動の認定にかんする破毀院の判決である。このようにとりあげられた事件も互いに直接的な関連はなく、これを審理した裁判所も互いにその系統が異なるが、ともに社会保障法制にかんする争訟の事例としてここでは便宜的にまとめてとりあげてみる。

1. 自己負担免除要件にかんする判決

リール地方行政裁判所はさる1月22日、社

会保障地方金庫の決定を無効とする判決を下した。同地方金庫は、自己の監督下にあるルーベ初級金庫が長期疾病の患者である一被保険者に対して与えていた自己負担免除の決定を、当人が入院していないことを理由に取消していた。無効とされたのは、この取消しの決定である。

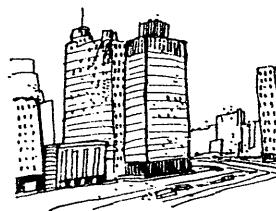
社会保障法典によると「受給者が、監査医の意見により、定期的な治療、とくに入院を必要とする長期疾病に罹患していると認められるとき、もしくはその様態によりとくに費用のかかる治療または療法に依存する必要があるとき」は、医療費の自己負担分の一部ま

たは全部が免除されることになっている。

(同法典L. 第286条、ただしこの規定は後で述べるよう1967年8月および1968年7月にそれぞれ改正された)。

リール地方行政裁判所の解釈によれば、入院は被保険者に自己負担を免除せしめ得る場合の一例としてかかげられているにすぎず、これのみが免除のための必要条件ではない。その意味で、入院を自己負担免除適用の必要条件とした1964年6月22日の大臣通達は、法文の誤った解釈に基づくものである。したがって、社会保障地方金庫がこの通達を準用し、当事者が入院していないことを理由として、初級金庫の長期疾病患者に対する自己負担免除の決定を取消した行為は違法である。

以上がリール行政裁判所の判決理由の要旨であるが、この問題はこれまでにもしばしば社会保障にかんする争訟の一争点になっている。また同様の事件に対し行政裁判所が、被保険者に有利な判決、つまり入院の有無による自己負担免除の制限を違法とする判決を下した事例も少なくない。さらにさかのぼれば、行政裁判所の最高機関たるコンセーユ・



デタも、長期疾病に基づく自己負担免除を制限しようとする行政当局の措置を無効とする判決を下している。全国患者連合会が1962年10月3日の政令を違法として訴えた事件に対し、1963年11月22日に下した判決がそれである。1962年の政令とは、前に述べた社会保障法典、第286条第2項の2を削除し、次の規定に替えようとするものであった。すなわち「コンセーユ・デタの議を経た命令に定める要件に従い、かつ監査医の意見により、患者の様態により、とくに費用のかかる治療または療法を必要とするとき、もしくは患者が監査医の意見により、以下の4疾病、すなわち結核、精神病、ガン、ポリオに罹患していると認められるとき」には自己負担の一部または全部を免除することができる。この規定によれば、以前には「定期的な治療とくに入院を必要とする長期疾病」と一般的な形で定められていた免除対象の疾病が、四つの疾病のみに限定されることになる。全国患者連合会はこれを不満として提訴したのであるが、コンセーユ・デタはこれに対し、憲法第34条等にかんがみ、このように制限的な規定を加え

ることは行政当局の越権であるとして、1962年10月3日の政令を無効としたのである。

以上のような判例からもうかがえるように、行政当局は長期疾病的自己負担免除を制限する措置を多年来続けており、1967年の社会保障改革以後はいっそうこの措置を強化している。例えば1967年の第4・四半期に行政当局が却下した自己負担免除申請書は1865通に及ぶ。却下の理由としては、長期疾病に罹患しているか否かの認定は不問に付し、当事者の入院の有無のみを問題にしている場合が多い。このような方針に対しては、保険機関も反対しており、例えばパリ疾病保険中央金庫理事会は次のように声明している。「コンセーユ・デタの判例等からも明らかかなように、行政当局の制限的な措置は違法である。入院を条件に免除することになれば、患者はたとえ一日でも無理に入院するようになり、その結果疾病保険費に避けがたい増大を招くことになる。政府の制限的な措置で得られる経費の節減は、長期疾病にかんする経費の約2%であるが、自己負担免除を得るために長期疾病患者がすべて入院するようになった場

合に生ずる費用の増大はこれどころではない」。また社会保障高等医療審議会も「すべての免除措置は医師側の決定事項であり、行政的措置によって自動的に決められではならない」という理由で、政府の方針に反対している。

ところで、長期疾病等による自己負担の免除にかんする社会保障法典の規定は、1967年8月の改革令で次のように改正された。すなわち新規定によると、長期疾病的名目で自己負担が免除されるのは「受給者が、高等医療審議会の意見に基づく命令により作成されるリストに記載される疾病のひとつであって、長期の治療およびとくに費用のかかる疾病に罹患していると認められるとき」である。この規定は明らかに、免除の対象となる長期疾病を一定のリストによって制限しようとする政府の従来の方針を物語るものである。この規定は当然多くの反発を招き、1968年7月に国会で審議された社会保障改革令の承認にかんする法律（海外社会保障情報No.3参照）において、政府はこの規定を緩和することを目的とした次のような条項の追加を認めざるを得

なかった。すなわち「受給者が、監査医により、上記のリストに記入されない疾病であるが、長期の治療およびとくに費用のかかる療法を伴う疾病に罹患していると認められるとき」という一項が追加された。

いずれにしても、いまだに慢性的な赤字に悩む疾病保険財政に直接関係するこの問題は、今後もあらゆる点で長く尾を引くことであろう。

2. 家族手当受給要件にかんする破毀院の判決

社会保障一般制度の家族給付受給要件を完全にみたすためには、原則として何らかの職業活動に従事している必要があるが、ではその適用対象者が賃金労働者でもあり自営業者でもある場合は、どちらの職業活動によって受給資格を得るのであろうか。この件にかんし最高裁判所である破毀院はさる1月末、「全体会議」によって審理を行なった。直接審理の対象となったのは、リール家族手当金庫がアミアン裁判所の1965年6月24日の判決を不満として提出した破毀申立である。このアミアン裁判所判決は、1961年5月24日のド

ーエ裁判所の判決と同じ主旨のものであり、ドーエ裁判所判決は、破毀院第二民事部によりすでに1965年1月27日に破毀されている。第二審のこの二つの判例は、次の点を指摘したものであった。前述のように賃金労働者であると同時に自営業者でもある場合、たとえその自営業によって得る収入の方が多い者であっても、賃金労働に注ぐ時間や精力の方が多ければ、当事者は賃金労働者としての家族給付（すなわち補償加算を含む家族手当、単一賃金手当）を受給すべきである。なぜならこの件にかんする根拠法規（1964年12月10日の政令）によれば、考慮されるのは当事者の主たる職業活動であり、主たる活動とはもっとも時間と精力を費やしている活動であって、より高い収入をもたらす職業ではない。

しかし破毀院の全体会議においては、次席検事シュメルク氏が次の点に注目を促した。過去において、この件にかんする法令の規定にはあいまいな点があったが、非賃金労働者のための《主婦手当》を創設する法律が出された1956年12月11日以降は、立法者は《主たる収入》の原則を保持し、これを単一賃金手

当受給者と主婦手当受給者を区別する唯一の基準としている。すなわち1956年12月11日の法律（1958年9月27日の政令で法典化——現法典L.第535条の1）には、次のような明確な規定がある。「世帯主が非賃金労働および賃金労働を同時に行なっているときは、その主たる収入が賃金労働による場合は単一賃金手当を、逆に主たる収入が非賃金労働による場合は主婦手当を受けることができる」。

破毀院の民事第二部はこれまでこの件にかんし、若干の躊躇を示していたが、1963年と1965年には、基準として《より多くの収入》をもたらす活動を選ぶ判決を支持した。ドーエおよびアミアンの両裁判所がこの判決に服しなかったため、破毀院としては今回は《全体会議》によって判決を下すことになったものである。この全体会議においては結局、次のような主文により、アミアン裁判所の判決が破毀された。「同一の受給者が同時に非賃金活動および賃金活動に従事し、双方とも一般制度に属する活動である場合、当事者へ給付されるべき家族給付は、それぞれの活動が当事者へもたらす所得を比較考量し、より高

い所得をもたらす活動により定められる」。

なおさる1月8日の閣議で決定された家族手当等の引上げにかんする措置によって、来る4月1日からは、単一賃金手当および主婦手当の額はそれぞれ次のようになる。これを見ればわかるように、少なくともこの両手当にかんする限り、一般賃金労働者と農家を除く自営業者との給付上の較差は縮小したといえる。

児童 数	新 手 当 額		旧 手 当 額	
	単一賃 金手当	主婦手当	単一賃 金手当	主婦手当
1	95フラン	95フラン	38.90 フラ	0 フラン
2	95	95	77.50	19.45
3	97.25	95	97.25	38.90
4	"	95	"	58.35
5	"	95	"	77.80
6	"	97.25	"	97.25

(*Le monde*, 23 janvier および 26-27janvier 1969. そのほか)

(平山 卓 国立国会図書館)

波瀾よぶ防貧プログラムの改革



Johnson 前大統領の「偉大な社会」構想の礎石であった防貧プログラムは、共和党の新大統領が就任した現在、今議会の審議での成行が注目されている。というのは、防貧プログラムを管轄する経済機会局に対する議会の

攻撃が、局設置いらい、今日にいたるまで一貫して行なわれてきたからである。加えて Nixon 大統領の二つの政治所信——①私企業は政府機関よりも効果的に都市の貧困問題を処理しうるかもしれない、②合理的保守的財

政で防貧プログラムの支出を抑えなければならぬ——は、経済機会局の前途にとって明らかに凶兆であろう。ともかく議会における経済機会局の人気は限界ぎりぎりまできてしまっている。

経済機会局が当面している重要課題は、地域社会活動プログラムを、都市の貧困問題解決に私企業を介入させることに置換えるか、またはそれをつけ加えるか否かという問題であろう。黒人層の緊張なしに経済機会局をただちに廃止することは非常に困難であるために、Nixon 大統領は経済機会局の現行の地域社会活動プログラムの続行と並行して、かれのスローガンである「ブラック・キャピタリズム」の構想を漸次発展させていく方法を選ぶであろう。もちろん、大統領は経済機会局を廃止せずに、局所管のプログラムのいくつかをほかの連邦機関に移管することによって、経済機会局の権限を縮小することもできる。それに、もしかれがそのような移管を提案しなかったならば、議会がそれをやるかもしれない。あるのである。

貧困問題は、経済機会局の諸プログラムが